青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱

1　目的

この制度は、企業倒産等により影響を受ける県内中小企業者の連鎖倒産を防止するとともに、売上の減少等により資金繰りが悪化している県内中小企業者の経営の安定を図るほか、災害等による影響の拡大により、著しい信用収縮が生じた中小企業者に対し円滑な資金供給を行い、事業継続や経営の安定を図ること及び事業再生に取り組む中小企業者を支援することを目的として実施する。

2　融資対象

県内に事業所を有し、原則として１年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当するもの。ただし、(3)においては事業開始後１年未満の中小企業者を含むものとする。

(1) 連鎖倒産枠

倒産企業に対し売掛債権等を有しているもの又は倒産企業との取引依存度が 10%以上であるもの

(2) 経営安定枠

① 最近３か月間の売上高又は受注高若しくは経常利益（以下「売上高等」という。）が、過去３か年のいずれかの年の同時期と比較して 10%以上減少しているもの

② 売掛債権回収の長期化（又は不能）又はその他の事由により、経営の安定に支障が生じているもの

③ 原油価格の上昇又は物価高騰により事業活動に影響を受けており、最近３か月間の売上高等が、過去３か年のいずれかの年の同時期と比較して５％以上減少しているもの

④ 原油価格の上昇又は物価高騰により事業活動に影響を受けており、最近１か月間の売上高等が、過去３か年のいずれかの年の同時期と比較して５％以上減少し、かつ、その後の２か月間を含む３か月間の売上高等が、過去３か年のいずれかの年の同時期と比較して５％以上減少することが見込まれるもの

(3) 災害枠

① 別に県が指定する災害等により経営の安定に支障が生じているもの

② 陸奥湾ホタテガイ高水温被害により事業活動に影響を受け、経営の安定に支障が生じているもので、次のいずれかに該当するもの

ア　ホタテを取扱う水産加工業、卸、小売、飲食店、運送業（以下「ホタテ関連事業者」という。）

イ　ホタテ関連事業者又はホタテ生産者に対する取引依存度が 10%以上であるもの

3　融資条件

(1) 資金使途、融資限度額、融資期間、融資利率

融資対象	資金使途	融資限度額(※１)	融資期間 (うち据置期間)	融資利率(※２)
２(1)	運転資金	3,000 万円	10 年以内（２年以内）	年 1.8%（固定利率）
２(2)	運転資金	4,000 万円		
２(3)①	運転資金 設備資金	3,000 万円		融資期間３年以内 年 1.6%（固定利率）
２(3)②	運転資金 設備資金	ア　１億円 イ　3,000 万円		融資期間３年超 年 1.8%（固定利率）

(※１)　２(1)から(3)はそれぞれ別枠とする。さらに、(3)において①から②はそれぞれ別枠とする。

(※２)　融資を行った金融機関に対して、四半期に一度、試算表及び資金繰り表を提出する場合は、上記利率からさらに年 0.5%割引（以下「経営力向上割引」という。）する。この場合、融資利率の下限を年 1.3%とする。ただし、償還途中において、別に定める割引適用要件を欠くに至った以降は、経営力向上割引の適用を除外するものとする。

(2) 融資形式　　手形貸付又は証書貸付

(3) 償還方法　　一括払い又は割賦償還とする。

(4) 保証料率　　次に定める信用保証料率とする。

ただし、中小企業者である法人が、信用保証協会が別に定める「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に基づき、信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとすることを選択する場合には、本制度要綱で定める所定の信用保証料率に 0.25%又は 0.45%を上乗せした信用保証料率とする。

ア　無担保保険（一般関係）、普通保険（一般関係）を利用の場合は、財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより算出される評点に応じた下表の区分の料率を適用する。ただし、個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない者であって貸借対照表及び損益計算書がない場合は、区分⑤の料率を適用する。

区　分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

イ　中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）に規定するセーフティネット保証１号～４号及び６号に該当する場合は年 0.95%、同保証５号、７号及び８号に該当する場合は年 0.86%とするなど、特例保証に該当する場合は、信用保証協会所定の保証料率を適用する。

ウ　会計参与設置会社は 0.1%割引する。ただし、一括支払契約保証を除く。

エ　原則として担保保全率が 100%以上の場合は 0.1%割引する。ただし、保証料補給がある場合は補給割合に関わらず、担保割引は適用しない。

オ　２(3)①のうち、県が災害等に指定した「令和７年青森県東方沖を震源とする地震による災害」又は「令和８年岩手県沖を震源とする地震による災害」に該当する融資を受けた事業者の保証料については、「令和７年青森県東方沖を震源とする地震等による災害に係る金融対策事業費補助金交付要綱」に定められた計算方法に従い、予算の範囲内において県が信用保証協会に補助する。但し、事業者選

択型経営者保証非提供制度による保証料の上乗せ分及び条件変更に伴い追加で生じる保証料については県の補助の対象外とする。

カ　保証料の補助（又は補給）を実施する市町村の中小企業者は、各市町村が別に定める条件等により、各市町村の予算の範囲内において保証料の補助（又は補給）を受けることができる。

(5) 保証人及び担保

保証人は、原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。

担保は、必要に応じて徴求する。

4　取扱金融機関

青森県内に本店若しくは支店を有する金融機関のうち、以下の金融機関を指定する。

青森みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、
青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫、
東日本信用漁業協同組合連合会

5　融資の手続き

(1) 融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度申込書（以下「申込書」という。）（様式第１号）に関係書類を添えて、取扱金融機関に提出するとともに、取扱金融機関所定の手続きにより取扱金融機関に申し込むものとする。また、あわせて３(1)の経営力向上割引を申し込む場合は、確認書（様式第２号）を提出するものとする。

(2) 取扱金融機関及び信用保証協会は、融資の申込を受けた時はこれを審査し、融資又は保証承諾の可否を決定するものとする。

6　経営相談指導の実施

(1) ５により融資を受けた者は、商工会議所又は商工会の経営相談指導を受け、申込書に記載した売上高等の増加や資金繰りの改善（緩和）、経営の安定等が計画どおり図られるよう努めるものとする。

(2) 信用保証協会は、翌月の 20 日までに申込書の写しを紙媒体または電子データにより県に提出するものとする。

(3) 県は当該申込書の写しを、申込者が所在する地区の商工会議所又は商工会に紙媒体または電子データにより提供するものとする。

7　試算表等の提出

３(1)の経営力向上割引の適用を受けた者は、四半期に一度、各四半期の翌月末までに試算表及び資金繰り表を、融資を受けた金融機関に対して提出しなければならない。

8　報告

信用保証協会会長は、毎月の保証状況について、取扱要領に定めるところにより県に報告するものとする。

9　預託

県は、この制度の円滑な運営のため、融資の進捗状況等を勘案し、予算の範囲内において取扱金融機関に対して、別に定める利率で適宜預託を行うものとする。

ただし、金融情勢等を踏まえて、取扱金融機関と協議のうえ、預託を行わないこともできる。

10　実施期間

令和８年４月１日から令和９年３月 31 日まで

11　その他

(1) この制度の略称を㊦とする。

(2) この要綱等に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、県が必要に応じて関係機関の意見を聴取する等して定めるものとする。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

１　この改正は、令和８年８月５日から施行し、同年６月 26 日の債務保証から適用する。

２　改正前の「青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱」に基づく債務保証については、なお従前の例による。